

●2003年9月29日

食品アレルギー物質簡易検出試薬キットの販売を開始

生化学工業株式会社(社長:榎 史朗)は、2003年10月1日より、ロート製薬株式会社が開発した食品アレルギー物質簡易検出試薬キット「[ナトラップ-アレルギー検出キット](#)」(*1)の販売を開始します。

アレルギー物質を含む食物に起因する健康危害の防止を目的に、2002年4月より食品衛生法関連法令が改正され、[アレルギー物質を含む食品の表示が義務づけられました](#)(*2)。これにより、食品メーカーでは原材料へのアレルギー物質混入検査や製造品目切り替え時の設備洗浄後の混入管理、最終製品の確認試験など今まで以上の徹底した生産管理が必要となりました。

「ナトラップ-アレルギー検出キット」は専用の分析機器を必要とせず、試験食品の検体液を滴下するだけの簡単操作で、わずか15分後には目視で結果判定をすることができます。同キットは株式会社森永生科学研究所の抗体を用い、ロート製薬が同社の得意とする[イムノクロマト法](#)(*3)の技術を応用し、開発に成功したもので、生化学工業は製造元であるロート製薬と販売契約を締結しています。

生化学工業は昨年4月より、厚生労働省が選定したアレルギー物質スクリーニング検査([エライザ法](#)(*4))を用いた「[モリナガ特定原材料測定キット](#)」の販売契約を森永生科学研究所と締結し、販売を行ってきました。「モリナガ特定原材料測定キット」は定量分析が可能ですが、測定に時間を要するのに対し、「ナトラップ-アレルギー検出キット」は製造現場において簡単に定性分析ができることから、この2製品の特徴を活かした使い分けにより、食品メーカーの検査業務の効率化をサポートできるものと期待されます。

生化学工業では新規自社試薬の開発に注力するとともに、新規分野における有望な導入試薬の販売を手がけることにより事業の拡大を図っていくことも戦略の一つとしてとらえています。

<ご参考>

(*1)「ナトラップ-アレルギー検出キット」製品概要

特定原材料5品目、各1キット 28,000円
テストスティック 20本(各20検査分)
20倍濃縮検体希釈液(1,000mL用) 1本

(*2) 食品アレルギー物質:

表示義務のある食品アレルギー物質として、発症例数の多さやその症状の重篤度から、卵、乳、小麦、そば、落花生の5品目が特定原材料として指定されている。

(*3) イムノクロマト法:

抗原と抗体の結合反応を利用して、滴下したサンプル中に目的成分(抗原)があると試験紙上に線が現れるように作成したテストキット。特別な分析機器を使用せず、短時間で目視判定できることから、薬局で販売している妊娠検査薬などに応用されている。

(*4) エライザ(ELISA)法:

Enzyme-linked immunosorbent assay(酵素結合免疫吸着検定法)の略。チューブやプレートなどにある抗体と抗原および酵素標識された抗体との結合により、標識酵素の活性を測定することで目的物質(抗原)を定性・定量分析する方法。BSEの一次検査法としても用いられている。

本製品のカスタマーサービス窓口:

生化学工業株式会社

機能化学品事業部試薬ビジネスユニット 山崎敬史 tel.042-563-5881

<http://www.seikagaku.co.jp/ad/bio01/>

